

報告の課題

地方法人2税の税源偏在・格差を生み出している東京経済の構造的特徴について、「県民経済計算」や「税務統計」を利用して検討する。

1. 地方税収の自治体格差と東京

1) 地方税と地方税収格差

<表1>歳入構成 東京都：**都税 76%** ⇔ 府県平均 40%

<表2>税収構成 地方法人2税：**東京都 35%** ⇔ 道府県税 26%

<表3>1人当り地方税額（道府県税、市町村税） 東京都/47府県平均（東京都/最低県）

①地方税額 1.6倍（2.4倍） ②**地方法人2税 2.5倍（6.0倍）**

③個人住民税、固定資産税 1.6倍 ④地方消費税 1.1倍

2) 地方法人2税の偏在是正

・地方法人2税：当該地域の法人所得、法人経済活動を課税ベース

・課税方式

*法人住民税：法人税割（国税法人税額）→従業者等による分割基準、均等割

*法人事業税：資本金1億円以上→所得割、付加価値割、資本割

資本金1億円未満→所得割、電気・ガス・保険業→収入割

・近年の偏在是正措置

*法人住民税：標準税率引き下げ、引き下げ分を地方交付税財源へ

*法人事業税：標準税率引き下げ、引き下げ分と地方譲与税へ

・偏在是正措置による東京都の減収

<表4>09～14年度 毎年度1000～2000億円、15年度～ 毎年度4000億円

<表5>地方法人2税の税額格差（東京/最低）6.0倍→3.15倍（GDP3.17倍）

2. 東京都と大都市府県の地方法人2税

1) 東京都の地方税収と地方法人2税の推移

<表6>東京都の全国シェアの推移（2006～17年度）

人口10%、名目GDP19%、地方税額17～18%、個人住民税17%、地方消費税13～14%

地方法人2税：法人住民税30%弱、法人事業税25%前後

<表7>東京都の地方法人2税の税収推移（2006～17年度）

①06～08年度：税収2.4～2.6兆円、**税収シェア47～48%**

②09～12年度：税収1.2～1.3兆円、税収シェア30～31%

③13～17年度：税収1.5～1.8兆円、**税収シェア34～36%**

2) 東京都と大都市府県の地方税収入

<表 8>6 都府県の地方税収 (道府県税+市町村税)

・地方法人 2 税額 **東京 1.9 兆円** ⇨ 周辺 3 県 0.2~0.4 兆円、大阪 0.6 兆円、愛知 0.5 兆円

・地方法人 2 税のシェア **東京 27%** ⇨ 周辺 3 県 12~14%、大阪 20%、愛知 18%

<表 9>6 都府県の全国シェアなど (道府県税)

・税収での地方法人 2 税のシェア：**東京 39%** ⇨ 周辺 3 県 20%、大阪 32%、愛知 27%

・地方法人 2 税の全国シェア：**東京 26%** ⇨ 大阪 9%、愛知 7%

3. 地方法人 2 税での東京集中の経済基盤

1) 県内総生産からみた東京都の特徴

<表 10>東京都 104 兆円、**全国シェア 19%** ⇨ 大阪、愛知 7%

<表 11>県内要素所得：県内雇用者報酬+営業余剰・混合所得

東京都のシェア：**営業余剰・混合所得 22.7%** ⇨ 要素所得 20.7%、雇用者報酬 19.8%

<表 12>県内総生産 (産業別)

東京都：卸売・小売業 19.9%、不動産業 11.6%、専門・科学技術、業務支援 11.4%

情報通信業 10.6%、金融保険業 9.0%・・・**サービス経済分野中心**

製造業 8.5% (全国 21.4%)

東京都の全国シェア：情報通信業 41.5%、金融保険業 36.5%、卸売・小売業 30.1%

専門・科学技術、業務支援 28.6%

→**現代的サービス経済分野での東京の優位性**

<表 13>4 業種の県内要素所得 (営業余剰・混合所得) での東京の全国シェア

①卸売・小売業、専門・科学技術、業務支援 **43~44%**

②金融保険業 **36%**

③情報通信業 **31%** (県内雇用者報酬では 51%)

④愛知、大阪の営業余剰・混合は高くない

⑤**4 業種での東京の優位性は顕著**

2) 県民所得からみた東京都の特徴

<表 14>1 人当り県民所得 **東京 1.6~1.8 倍** ⇨ 5 府県 0.9~1.1 倍

<表 15>6 都府県の県民所得の構成比—東京都の特徴

①企業所得とくに**民間法人企業所得 19 兆円、26%**

②財産所得 8 兆円、11% ③**県民雇用者報酬 53%** ⇨ 5 府県 66~67%

④東京の全国シェア 県民所得 18% ⇨ **企業所得 27%**、財産所得 31%

<表 16>県内雇用者報酬 vs 県民雇用者報酬

東京：県内 > 県民 **-15 兆円**

神奈川、千葉、埼玉：県内 < 県民 各 +5 兆円 → **東京：首都圏の雇用提供 + 経済力**

3) 法人所得からみた東京都の特徴 — 実際の課税ベースの動向 (税務統計から) —

<表 17>6 都府県の法人数・法人所得金額 (2017 年度)

①東京都：法人数の 21%、**法人所得の 41% (普通法人では 50%)**

②外国法人の 76%、**所得の 95%** は東京都に帰属

<表 18>全国・東京・大阪・連結法人の法人所得額の推移 (1975~2018 年度)

①東京都の全国シェア：**一貫して 40%前後**

②大阪府：~90 年度 14%→2010 年代 9%低下

③連結納税法人：上昇傾向 2018 年度 **19%弱**

* 連結納税法人分を東京都に含めれば、**東京都のシェアは 60%!**

→地方法人 2 税での東京の高い全国シェアの要因

→しかし、そのシェアは 25%~30% > 法人所得シェア

* 法人税と地方法人 2 税の課税方式の違い (分割基準、均等割、外形標準課税)

<表 19>東京都の法人事業税の課税ベース (2017 年度)

①所得金額：サービス業、卸売・小売業、製造業、金融業、不動産業

②付加価値額：サービス業、製造業、卸売・小売業、金融業

③資本金額：製造業、サービス業、金融業、卸売・小売業

<表 20>東京都の法人事業税：都内法人、分割法人の業種別所得金額 (2017 年度)

①課税所得額 15.2 兆円：**都内法人 31%、都本店 59%、都外本店 10%**

②都本店分割法人所得 23.5 兆円：**東京都帰属 38.2%、とくに不動産業 (49%)、サービス業 (49%)、金融業 (41%)**

③都外本店分割法人所得 15.4 兆円：**東京都帰属 9.9%、とくに不動産業 (22%)、サービス業 (17%)、卸売・小売業 (15%)**

<表 21>東京都、大阪府の法人住民税 (2016 年度)

①法人税割：東京 7643 億円⇔大阪 1566 億円 **5 倍!**

②法人税割の比重：**東京 90%、大阪 80%**

③本店立地に基づく税収：**東京 88%⇔大阪 50%**

④均等割の比重：東京 10%⇔大阪 18% (全国 20%)

<表 22>東京都、大阪府の法人事業税 (2016 年度)

①税額：東京都 9859 億円⇔大阪府 3166 億円 **3 倍!**

②資本金 1 億円以上の比重：**東京都 62%⇔大阪府 55%**

東京都の地方法人 2 税の税収と全国シェアの回復 (2013 年度~) の要因→法人所得の回復

<表 23>法人所得額の推移 (国税法人税の課税ベース)

①08~12 年度 40 兆円、13 年度~急増 17、18 年度 70 兆円、 **1.96 倍!**

②法人税率引き下げのため、法人税収の増加の伸びは低いが・・・

③**東京都の本社機能、外国法人立地の優位性→東京都の地方法人 2 税の増加**

<表 24>民間企業給与所得の推移

①給与所得 1.12 倍、②平均給与 1.03 倍 →歪な「企業所得成長」!

4.小括

・地方法人2税での東京集中の基本的要因＝法人所得の東京集中。

その経済基盤は、

- ①東京都の県内総生産シェア 19%、とくに現代的サービス経済分野では 30~40%のシェア
- ②東京都の県民所得 18%、とくに民間法人企業所得でのシェア 27%
- ③東京都の法人所得シェア 40%、普通法人では 50%、連結納税法人も含めれば「60%」、
(本社機能の東京集中を反映)
- ④東京都の法人住民税、法人事業税の課税ベースでの実態からも確認

・地方法人2税の偏在是正措置で問題は解決するのか？

・経済活動、法人所得の東京集中という構造は不変のまま

近年日本の地方法人2税の税源偏在問題（東京問題）

中央大学経済学部 関野満夫

はじめに

1. 地方税収の自治体格差と東京

- 1) 地方税と地方税収格差
- 2) 地方法人2税の税源偏在是正

2. 東京都税と地方法人2税

- 1) 東京都の地方税収、地方法人2税の推移
- 2) 東京都と大都市府県の地方税収

3. 地方法人2税での東京集中の経済基盤

- 1) 県内総生産からみた東京都の特徴
- 2) 県民所得からみた東京都の特徴
- 3) 法人所得からみた東京都の特徴

4. 小括

はじめに

近年、地方法人2税（法人住民税、法人事業税）については自治体間の税収格差とくに東京都への税源偏在が問題とされ、法人住民税と法人事業税の税率引き下げと、その税率引き下げによる税収分の地方譲与税化と地方交付税原資化という、税源偏在是正措置が実施された。これは端的に言えば東京都の地方税収の一部を全国の自治体財政全体に均てん化する試みである¹。本稿では、この税源「均てん措置」の是非について直接論じることはしないが、そうした地方法人2税の税源格差を生み出している東京経済の構造的特徴について検討することにした。その際、「県民経済計算」による県内総生産、県民所得や税務統計を利用して、東京都と他の大都市府県との比較に留意したい。

1. 地方税収の自治体格差と東京

1) 地方税と地方税収格差

現代日本の地方税収格差と東京問題を考える前提として、自治体財政における地方税収の位置を確認しておこう。2017年度の地方歳入純計決算額（都道府県と区市町村の純計）

¹ こうした措置の背景とねらいについては、総務省（2018）「地方法人課税に関する検討会 一報告書一」、沼澤（2018）、総務省自治税務局（2019a）を参照。また、税源偏在是正をめぐるのは、池上（2018）、井手（2018）、上村（2018）、飛田（2018）、東京都税制調査会（2018）「平成30年度東京都税制調査会答申」、などを参照されたい。

101.3兆円の内訳をみると、地方税 39.9兆円（39.4%）、地方譲与税 2.4兆円（2.4%）、地方交付税 16.8兆円（16.5%）、国庫支出金 15.5兆円（15.3%）、地方債 10.6兆円（10.5%）である²。地方税は地方歳入の約 4割を占める主要財源であるだけでなく、国家財政に依存する地方交付税や国庫支出金とは異なり、地方の自主的・自治的財源であるという意味においても自治体財政において最も重要な財源である。

しかし他方では、現実の自治体の地方税収額は、課税ベースとなる地域の経済力や住民の所得水準によって規定されるため、自治体間の地方税収格差も無視できない問題である。また、東京都の場合は、特別区（23区）との間で特別な行財政関係にあり（いわゆる「都区制度」）、特別区内で徴収される市町村税のうちかなりの部分（法人住民税、固定資産税、事業所税など）が東京都税として徴収されており、それだけ東京都の都税収入は一般の道府県に比べても大きくなる。

上記のこともふまえて東京都の歳入・都税の特徴を、他の道府県と比較して確認しておこう。表 1によれば、2017年度の東京都の歳入の 76%は都税収入であり、地方譲与税も含めれば歳入の約 8割を地方税収で賄っている。他方、全国の都道府県全体では地方税収は歳入の 40%にすぎず、地方譲与税を含めても 44%にとどまる。逆に、東京都には地方交付税は交付されておらず国庫支出金も歳入の 5%にすぎないが、都道府県全体では地方交付税が 17%、国庫支出金が 12%も占めている。つまり、東京都財政にとって地方税収（都税）は、他の道府県とは比較にならないほど重要な役割をもっていることがわかる。さらに、表 2で都税収入の構成を一般の道府県税収入と比較すると、次のことが指摘できる。①地方法人 2 税（法人住民税、法人事業税）の比重が都税の場合 35%もあり、道府県税の 26%に比べても高い。②都区制度に由来する都税独自の地方税収（固定資産税、都市計画税、事業所税）も都税収入の 29%を占めている。③都税収入において個人住民税（都民税）は 17%、地方消費税は 12%で、道府県税での 29%、26%に比べると低い。しかしこれは①、②の都税収入が大きいのが故の相対的結果であり、後にみるように東京の両税の 1人当たり税収額は全国一の水準にある。

以上のことから、東京都の財政においては他の道府県に比べても地方税収である都税収入の役割が格段に大きいこと、なかでも地方法人 2 税の比重が大きいことが確認できた。しかし、これは別の面からみれば東京都の地方税収（都税収入）が他の地域・自治体に比べて相当に豊かであること、自治体財政全体でみれば地方税収格差が大きいことの表れであるともいえよう。例えば、表 3は都道府県別にみた人口 1人当たり地方税額（道府県税、市町村税）の指数（全国平均=100）を比較したものである。これによれば、①東京の地方税額は全国平均の 1.6倍もあり、最小県の 2.4倍もあること、②とくに地方法人 2 税は全国平均の 2.5倍もあり、最小県の 6.0倍もあること、③個人住民税、固定資産税についても東京は全国平均の 1.6倍もあること、がわかる。つまり、人口 1人当たり地方税額でみると、東京の

² 『地方財政白書』平成 31年版。

優位性は明らかであり、とりわけ地方法人 2 税での優位性は顕著に示されている。なお、地方消費税については、各県の「消費相当額」で清算配分されていることもあって地域間格差は小さく、東京の水準も全国平均の 1.1 倍にとどまっている。

2) 地方法人 2 税の偏在是正

地方法人 2 税については、東京の税収力が抜きん出て高く自治体間の格差も大きい。これは地方法人 2 税が当該地域の法人所得や法人経済活動の規模を課税ベースにしているからである。具体的にいうと、都道府県・市町村が課税する法人住民税には、国税法人税額を課税ベースとする法人税割と資本金額・従業員数に応じた均等割がある。複数自治体で活動する法人の法人税割は、事務所等の従業者数に基づく分割基準によって配分される。一方、都道府県が課税する法人事業税では、①資本金 1 億円以上の法人の場合には所得割と並んで外形標準課税の付加価値割、資本割が、②資本金 1 億円未満の法人については所得割のみが、③電気・ガス、保険業の法人には収入割が、課税されている³。

さて、この地方法人 2 税に関連しては近年、「地方財政力の格差是正」や「都市と地方の支え合い」を名目にして、重大な制度変更がなされてきた。以下、簡単にみてみよう⁴。

法人住民税（法人税割）については、もともと税率 17.3%（市町村 12.3%、県 5.0%）で課税されていたが、消費税が 5%から 8%（地方消費税 1.0%→1.7%）に増税されたことを受けて 2014 年度改正では税率は 12.9%（市町村税 9.7%、県 3.2%）に引き下げられ、差し引き税率 4.4%分は地方法人税（国税）として地方交付税財源に回された。さらに、消費税率 10%（地方消費税 2.3%）を想定した 2016 年度改正では法人住民税率は 7.0%（市町村 6.0%、県 1.0%）に引き下げられ、税率 10.3%分が地方法人税（国税）として地方交付税の財源に回されることになった。

一方、法人事業税については、2008 年度改正により全国の法人事業税収 5.8 兆円のうち 2.6 兆円分（地方消費税 1%相当分）を地方法人特別税（国税）に振り替え、地方譲与税として人口・従業者数に応じて都道府県に譲与されることになった。2014 年度より地方法人特別税の規模は 2/3 に縮小された。さらに、2019 年度改正により地方法人特別税は廃止され、新たに法人事業税収の約 3 割（1.8 兆円）に相当する特別法人事業税（国税）が導入されて、人口基準で都道府県に譲与されることになった（地方交付税不交付団体への譲与制限あり）。また、2014～18 年度の法人事業税の税率は、外形標準課税が適用される資本金 1 億円以上の法人の場合、所得割 3.6%、付加価値割 1.2%、資本割 0.5%であり、資本金 1 億円未満の法人は所得割 9.6%、収入割法人は収入金額の 1.3%であった。

このように法人住民税と法人事業税においては、本来は地方税収として各自自治体に直接帰属する税収部分が縮小され、地方交付税および地方譲与税の財源として再分配されてき

³ 『図説 日本の税制』令和元年度版、参照。

⁴ 詳しくは、総務省自治税務局（2019）「地方税の現状と課題（令和元年 6 月）」、植松編（2020）『図説 日本の税制』令和元年度版、参照。

たのである。先にみたように地方法人 2 税は地域間の税収格差が大きい地方税であるが故に、このような措置は地方税源の偏在是正、地方財政力の格差是正に寄与することは間違いない。逆に言えば、地方法人 2 税の税収力がもともと豊かな都市部自治体とくに東京都にとっては、こうした措置によって大きな税収減という影響を受けることになる。表 4 が示すように、東京都は法人事業税の一部地方譲与税化によって 2009～14 年度において毎年度 1000～2000 億円の税収減を、法人住民税の一部地方交付税原資化の始まる 2015 年度以降には毎年度 4000 億円規模の税収減を被るようになってきている。また、東京都は地方交付税の不交付団体であるので、法人住民税の地方交付税原資化の恩恵を受けることもない。

ところで、法人事業税については 2019 年度以降の特別法人事業譲与税の導入にともなって所得割の税率がさらに引き下げられる。資本金 1 億円以上の外形標準課税法人は 3.6% から 1.0% へ、資本金 1 億円未満の非外形標準課税法人は 9.6% から 7% へ、収入割法人は 1.3% から 1.0% への引き下げである。法人事業税（所得割）の税率引き下げと特別法人事業譲与税の導入によって、地方法人 2 税の税収偏在是正はさらに進む可能性がある。総務省の見込みによれば、表 5 が示すように、地方法人 2 税の人口 1 人当り地方税額格差（最大/最小）は 6.0 倍であるが、特別法人事業譲与税導入後の地方譲与税収も加味すれば格差は 3.15 倍に縮小し、人口 1 人当り県内総生産額の格差 3.17 倍に概ね合致するような水準に是正されるという。

2. 東京都と大都市府県の地方法人 2 税

1) 東京都の地方税収と地方法人 2 税の推移

前節では、東京の地方税収力が高くとくに地方法人 2 税の税収力が抜きん出て高いこと、そのために地方法人 2 税の税源偏在是正措置も導入されてきたことをみてきた。続いて本節では、東京都の地方税とくに地方法人 2 税の税収力の実態を、2000 年代以降から今日までの長期的推移と、他の大都市府県の税収力との比較を通じて、より詳しく検討してみよう。

表 6 は東京都の人口、名目 GDP、地方税額の全国シェアの推移（2006～17 年度）を示したものである。なおここでの地方税とは、東京都内で徴収される都税、特別区税、市町村税の合計である。ここからは次のことがわかる。

第 1 に、東京都の人口シェアは 2006 年度の 9.9% から 2017 年度の 10.7% へと一貫して上昇していることである。日本の総人口は減少傾向にあるものの東京への人口一極集中は進んでいるのである。

第 2 に、名目 GDP のシェアは 2006 年度の 19.1% から 2011、12 年度の 19.5% まで上昇したものの、それ以降は微減傾向になり 2018 年度は 19.0% である。それでも人口シェア 10% 前後の東京都が日本の経済活動の 19% 台のシェアを占めていることは注目すべきである。

第 3 に、地方税総額のシェアは 17～18% 前後であり名目 GDP のシェアよりもやや低い水準にある。それでも人口シェアの約 1.7 倍の水準であり、東京都への地方税収の集中とい

う事実が示されている。またよくみると、2006～08年度の18%弱から2009～12年度には17%弱に低下したが、2013～17年度には17%台後半へとやや上昇していることがわかる。

第4に、個人住民税での東京都のシェアは17%前後であり、地方税総額のシェアよりやや低い水準にある。なお、2006年度に17.4%あったシェアが2007～13年度には16%台に低下しているのは個人住民税率（標準税率）が従来の累進税率（5、10、13%）から2007年度より比例税率の10%（区市町村民税6%、都民税4%）に変更された影響もあろう。

第5に、地方消費税での東京都のシェアは13～14%程度であり、人口シェアよりも高いが名目GDPシェアよりも低い。これは消費税の一部として事業者が納税した地方消費税が、「消費相当額」に対応した指標に基づき各県に清算配分されているからである。

第6に、地方法人2税での東京都の全国シェアは極めて高く、法人住民税で30%弱、法人事業税で25%前後に達している。詳しくみると、法人住民税のシェアは2006～09年度に28～29%であったが、2010～12年度には26～27%にやや低下し、2013～17年度には29～30%に再び上昇している。一方、法人事業税も2006～09年度の25%のシェアから2010～12年度には24%台に低下するが、2013年度以降にはほぼ25%台のシェアを回復している。法人住民税（法人税割）と法人事業税（所得割）は景気動向に敏感な法人所得（ないし法人税額）を課税ベースにしているため、リーマンショック（2008年）前後の景気動向を反映した推移といえよう。いずれにせよ東京都の地方法人2税のシェアは、人口、名目GDPのシェアよりも数段高く、東京都の地方税総額の全国シェアを牽引してきたことが確認できる。

次に表7は、東京都の都税および法人住民税、法人事業税の税収額の推移（2006～17年度）を示したものである。地方法人2税の動向については3つの時期に分けてとらえてみよう。

第1は、2006～08年度の時期であり、地方法人2税の合計額は2.4～2.6兆円の規模もあり、都税収入の47～48%という大きな構成比を占めていた。この時期の法人事業税は前述の2008年度改正前であり従来の税制で課税されており、リーマンショックの影響前ということもあって東京都の地方法人2税の税収額が極めて大きかった時期でもある。

第2は、2009～12年度の時期であり、地方法人2税の税収額は1.2～1.3兆円へと急減して、都税収入での構成比も30～31%の水準に低下している。これは2008年度改正による法人事業税課税の縮小と、リーマンショック、東日本大震災（2011年）による景気悪化の影響が東京都の地方法人2税の減少へと導いたと考えられよう。

第3は、2013～17年度の時期であり、地方法人2税の税収額は1.5～1.8兆円へとやや回復し、都税収入での構成比も34～36%に上昇している。この時期には前述のように、地方税源偏在是正を理由に法人住民税率、法人事業税率が引き下げられていたが、一定の景気回復傾向の下での法人所得の上昇があり（後掲表23、参照）、東京都の地方法人2税の税収額が増加していったのである。

2) 東京都と大都市府県の地方税収入

次に東京都と他の大都市府県の地方税収入を比較して東京都の特徴を明らかにしてみよう。表 8 は東京都とその周辺 3 県（神奈川、千葉、埼玉）および愛知県、大阪府の地方税収額（2017 年度）を比較したものである。ここでの地方税収額は各都府県での道府県税と市町村税の合計であり、当該地域での地方税収力総体が示されている。

東京都と周辺 3 県まず比較すると次のことが判明する。①人口 1 人当り地方税額では東京都は 51 万円であり、周辺 3 県の 26～32 万円の 1.6～2.0 倍の高さにある。②地方法人 2 税の税収額では東京都は 1.9 兆円であり周辺 3 県の 0.2～0.4 兆円の 4～8 倍の規模もある。③地方税収に占める地方法人 2 税の比重をみても東京都の 27%に対して周辺 3 県は 12～14%にすぎない。④つまり、東京都と周辺 3 県は東京都市圏（首都圏）として密接な経済的関連を有しているが、地方法人 2 税はもっぱら東京都に集中しているのである。

大都市圏の中心都市としての性格を共通にもつ東京都と愛知県、大阪府を比較すると次のことがわかる。①東京都の 1 人当り地方税収額 51 万円は愛知県、大阪府の 35 万円の 1.5 倍もある。②地方法人 2 税の税収額でも東京都の 1.9 兆円は大阪府（0.6 兆円）、愛知県（0.5 兆円）の 3～4 倍に達する。③地方税収での地方法人 2 税の比重も東京都の 27%に対して、愛知県 18%、大阪府 20%であり、東京都の水準には及ばない。④つまり、大都市圏中心都市の中でも東京都の地方税収力とくに地方法人 2 税の税収額は群を抜いていることがあらためて確認できる。

さらに表 9 は、前表と同じ 6 都府県の 2017 年度の道府県税と地方法人 2 税の税収額とその全国シェアを示したものである。ここで計上されているのは道府県税のみであり、市町村税相当分は入っていない。この表によっても次のことがわかる。①東京都の地方法人 2 税の全国シェアは 26%もあり、大阪府 9%、愛知県 7%を大きく上回っている。②道府県税収に占める地方法人 2 税の比重をみても東京都は 39%に達しており、大阪府 32%、愛知県 27%を上回っている。③東京都の周辺 3 県では道府県税収に占める地方法人 2 税の比重は 20%前後にすぎない。④結局、道府県税レベルに限定しても東京都の地方法人 2 税の全国シェアは高く、東京都税収に占める比重もとくに大きいことが確認できよう。

さて、東京都の地方法人 2 税の税収力が大きいのは、基本的には法人企業による経済活動や法人所得が東京により多く集中しているからである。そこで次節では、実際の県内総生産、県民所得、法人所得の数値から東京経済の特徴を検証し、東京都の地方法人 2 税の経済基盤を明らかにしよう。

3. 地方法人 2 税での東京集中の経済基盤

1) 県内総生産からみた東京都の特徴

県内総生産（GDP）とは、当該地域内での企業・個人など経済主体による 1 年間の付加価値生産額（[産出額]-[中間投入額]）の合計であり、各県での経済活動の規模・成果を表している。表 10 は東京都を含む大都市 6 都府県の 2006 年度、2016 年度の県内総生産とその全国シェアを示している。東京都の県内総生産額は約 104 兆円でその全国シェアは約 19%

である。大阪府、愛知県の県内総生産額は約 39 兆円、全国シェアは約 7%であり、東京都の経済規模は両府県の 2.6 倍もあることになる。一方、東京都の周辺 3 県では、神奈川県
の県内総生産額は約 35 兆円で東京都の 3 分の 1 程度、千葉県、埼玉県は約 20 兆円で東京都
の 5 分の 1 程度の経済規模ということになる。

次に表 11 は、2016 年度の東京都、愛知県、大阪府の県内要素所得を示している。[県内
要素所得]は、[県内総生産額]から[固定資本減耗]と[生産・輸入品に課される税、補助金(控
除)]を差し引いたものである。そしてこの[県内要素所得]は、従業員給与等の[県内雇用者
報酬]と企業利潤等の[営業余剰・混合所得]から構成される。なお[営業余剰・混合所得]に
は、個人企業の自営業所得や持ち家の帰属家賃も含まれているので、すべてが企業利潤＝法
人所得になるというわけではないが、その多くは企業利潤に分配される要素所得と考えて
よいであろう。さて、表 11 によれば、東京都の県内総生産額 104 兆円のうち県内要素所得
となるのは 81 兆円である。そしてこれは、県内雇用者報酬 53 兆円 (65%)、営業余剰・混
合所得 28 兆円 (35%) から構成されている。とくに注目すべきは、東京都の営業余剰・混
合所得の全国シェアが 22.7%もあり、県内雇用者報酬 (19.8%)、県内要素所得 (20.7%)
のシェアよりも 2~3 ポイント上回っていることである。これは東京への企業利潤の集中を
反映する数値といえよう。ちなみに、愛知県や大阪府での営業余剰・混合所得の全国シェア
は、県内要素所得のシェアと同等か、下回っている状況である。

さらに、東京都の県内総生産を産業部門別(経済活動別)にみてみよう。表 12 は、2016
年度の全国と東京都の経済活動別県内総生産の構成を比較したものである。東京都での主
要な経済活動が、卸売・小売業 (19.9%)、不動産業 (11.6%)、専門・科学技術、業務支援
サービス業 (11.4%)、情報通信業 (10.6%)、金融・保険業 (9.0%) などサービス経済分野
であることがわかる。全国の構成比では製造業が 21.4%でトップであるが、東京都では
8.5%にとどまっている。また、経済活動別の東京都の全国シェアでも、情報通信業
(41.5%)、金融・保険業 (36.5%)、卸売・小売業 (30.1%)、専門・科学技術、業務支援サ
ービス業 (28.6%) という分野での集中度が高くなっており、現代的なサービス経済での東
京都の優位性がしめされている。

そこで次に、表 13 で上記 4 業種での県内要素所得の全国シェアを東京都と愛知県、大阪
府で比較してみよう。同表によると次のことがわかる。①卸売・小売業と専門・科学技術、
業務支援サービス業では、東京都の営業余剰・混合所得の全国シェアは 43~44%であり、
県内要素所得の全国シェア 30~31%より相当に高い。②金融・保険業では、東京都の全国
シェアは県内要素所得、営業余剰・混合所得ともに 36%台で同水準であるが、全国での優
位性は示されている。③情報通信業では、東京都の営業余剰・混合所得の全国シェアは 31%
であるが、県内要素所得の全国シェア 44%を下回っている。この分野では、むしろ県内雇
用者報酬の全国シェアが 51%と突出していることが目立つ。④愛知県、大阪府の営業余剰・
混合所得での全国シェアは一部を除いて県内要素所得を下回っている。⑤全体として、東京
都の主要産業であるこの 4 業種での営業余剰・混合所得の全国シェアでは、東京都の優位

性が顕著である。

以上のことから、東京都における県内総生産や営業余剰・混合所得の全国シェアの高さは、その多くを現代的なサービス経済分野での東京都への集中、東京都の優位性によって形成されていると考えられよう。

2) 県民所得からみた東京都の特徴

県内総生産として各地域で生産された付加価値額は、最終的には就業者（家計）・企業に対して県民雇用者報酬、財産所得、企業所得として分配され、それらの合計が県民所得として計算される。いま表 14 で、大都市 6 都府県の人口 1 人当たり県民所得の推移をみてみよう。全国平均=100 とすると東京都の 1 人当たり県民所得は 2006 年度 186、2010 年度 170、2016 年度 166 へとやや低下傾向にある。それでも東京都は全国平均の 1.6 倍強の水準を維持しており、他の 5 府県が 0.9~1.1 倍の水準にあるのと比較しても県民所得での東京都の優位性は不変であるといえよう。

次に、表 15 は同じ 6 都府県の 2016 年度の県民所得の構成を比較したものである。東京都に注目すると次のような特徴がある。①企業所得とくに民間法人企業の所得の比重が高い。県民所得 73 兆円うち 19 兆円が民間法人企業所得であり、その構成比は 26%以上になる。②財産所得（非企業部門）が 8 兆円もあり、県民所得の 11%も占めている。他の 5 府県での構成比は 4~6%程度であり、東京都の高さは突出している。ちなみに東京都の財産所得 8.1 兆円（受取 11.1 兆円、支払 3.0 兆円）の内訳（家計のみ）は、利子 1.3 兆円、配当 2.6 兆円、その他投資所得 2.9 兆円、賃貸料 1.7 兆円であった⁵。③逆に、東京都の県民所得に占める県民雇用者報酬の比重は 53%であり、他の 5 府県が 67~77%であるのと比較すると低い。これは東京都の場合、企業所得、財産所得の比重が高いが故のこともあるが、いま一つには後述のように東京圏特有の通勤就業構造も反映している。④全体として東京都では、県民所得でも企業所得、財産所得の比重が他府県よりも高い。これは、東京都の 1 人当たり県民所得を高くしている重要な要因である。そしてこのことはまた、先にみた県内総生産での営業余剰・混合所得の比重が高かったことの結果でもある。⑤東京都の全国シェアで見ると、県民所得総額では 18%弱であるが、財産所得では 31%、民間法人企業所得でも 27%弱も占めている。県民所得レベルでも民間法人企業所得の東京集中度は高いのである。

さて、東京都の県民所得において県内雇用者報酬の比重が比較的に低かった要因の一つには、通勤就業面での東京大都市圏の大きさもあろう。表 16 は、2016 年度の東京、愛知、大阪の各大都市圏での各県の県内雇用者報酬と県民雇用者報酬を比較したものである。東京都の県民雇用者報酬は県内雇用者報酬を約 15 兆円も下回っている。これは企業従業員が東京都内で就業して県内総生産（県内雇用者報酬）に貢献しても、県民所得（県民雇用者報酬）として分配されるのは従業員の居住する都県になるからである。東京都の場合、都内に就業する従業員の相当部分が周辺県に居住しているため、県民雇用者報酬としては周辺県

⁵ 「県民経済計算」より。

に流出することになる（純流出分が約 15 兆円）。逆に、周辺の神奈川、千葉、埼玉では県民雇用者報酬が県内雇用者報酬を各々 5 兆円ほど上回っており、東京都からの純流出分 15 兆円を吸収している。愛知、大阪の大都市圏でも中心都市と周辺県では同様の関係がみられるが、東京圏に比べるとその規模は小さくなっている。

確かに東京都での雇用者報酬の流出は県民所得でのマイナスになるが、それ以上に重要なのは、このように周辺県から多数の就業者を集めているからこそ東京都内で巨大な経済活動を展開して、大きな県内総生産、高い県民所得、民間法人企業所得の東京集中、を実現しているという事実であろう。

3) 法人所得からみた東京都の特徴

以上では「県民経済計算」の数値から、東京都では県内総生産での営業余剰・混合所得が大きいこと、また県民所得での企業所得（民間法人所得）が大きいことが確認された。もちろんこれらが、法人税（国税）や地方法人 2 税の直接的な課税ベースになるわけではない。しかし、東京都での地方法人 2 税の主要な課税ベースとなる豊かな法人所得は、このような経済的基盤から形成されることになる。そこで最後に、「国税庁統計年報」と「東京都税務統計年報」を利用して実際に課税対象とされた法人所得の動向や地方法人 2 税の課税実績から、東京都の特徴をとらえてみよう。

表 17 は法人税の課税対象となる法人数とその所得金額を都道府県別（6 都府県）についてみたものである（2018 年度）。東京都の全国シェアに注目すると次のことが特徴的である。

- ①東京都の法人数は 60 万社で全国 287 万社の 21%（普通法人でもほぼ同じ）を占める。
- ②東京都の法人所得額 29.7 兆円は全国の法人所得 72.7 兆円の 41%を占める。連結納税法人分等を含まない普通法人だけでは、東京都のシェアは 50%になる。
- ③全国の外国法人 5253 社のうち 76%は東京都に立地し、その法人所得 4487 億円のうち 95%は東京都に帰属している。
- ④つまり、東京都には全国の法人数の 21%が集中しているが、それ以上に全国の法人所得の実に 40%（ないし 50%）が集中していることになる。

さらに表 18 は法人所得額の推移（1975～2018 年度）を全国および東京都・大阪府・連結納税法人に分けて示したものである。この表からは次のことがわかる。

- ①東京都の法人所得の全国シェアは 1975 年度以降一貫して 40%前後を占めていること、
- ②逆に大阪府の全国シェアは 1990 年度までは 14%前後あったものの、その後は低下傾向にあり 2010 年代には 9%弱に縮小している。
- ③一方、2003 年度から開始された連結納税法人の全国シェアは上昇傾向にあり、2018 年度には 19%弱になっている。

法人税（国税）の場合はすべてが国家税収になるので、法人本社・法人所得がどの都道府県で立地・発生するかは問題にはならない。しかし、地方法人 2 税の場合には、その都道府県内に法人本社が立地し、従業員数が多く法人所得（利潤）が大きい企業が活動しているほど税収額が多くなる。東京都には全国の法人所得の 40%（ないし 50%）が集中しており、これが東京都での地方法人 2 税の高い全国シェア（法人住民税 30%弱、法人事業税 25%、表 6 参照）の要因になっていることはまちがいない。

ただ、東京都の地方法人 2 税の全国シェアは法人所得の全国シェアよりもやや低くなっている。その理由としては、①地方法人 2 税の税収は本社立地自治体にのみ帰属するのではなく、事業所・工場等の立地自治体に対して従業員数等に応じて税収配分されること、②法人住民税には法人税割だけでなく、すべての立地自治体に納税される均等割が存在すること⁶、③法人事業税は、所得割のほかに付加価値割、資本割、収入割という外形標準課税部分が存在すること、などが考えられる。とはいえ、本社機能が集中し大企業や法人所得が多い東京都の地方法人 2 税での優位性は確固としている。

これについて東京都の法人事業税の課税ベースの実態をみて確認しよう。まず表 19 は、東京都の普通法人について 2017 年度の所得金額、付加価値額、資本金等の額を業種別に示したものである。この表からはつぎのことがわかる。①所得金額については、サービス業（27%）、卸売・小売業（16%）、製造業（14%）、金融業（10%）、不動産業（10%）の比重が大きい。②付加価値額についても、サービス業（25%）、製造業（18%）、卸売・小売業（17%）金融業（10%）、の比重が大きい。③資本金等の額については、製造業（20%）、サービス業（17%）、金融業（16%）、卸売・小売業（14%）の比重が大きい。④全体として、東京都の法人事業税の課税ベースにおいては、サービス業、卸売・小売業、金融業、不動産業、製造業の比重が大きいことがわかる。先に表 12 の経済活動別県内総生産でみた東京都の特徴との類似性も確認できる⁷。次に、東京都への法人本社機能の集中による法人事業税への影響をみてみよう。表 20 は法人事業税の課税対象となる東京都内の普通法人の業種別所得金額を、都内法人、分割法人（都本店分、他府県本店分）に分けて示したものである（2017 年度）。この表からは次のようなことがわかる。①課税所得額 15.2 兆円（表 19）の法人別内訳では、都内法人 4.7 兆円（31%）、都本店の分割法人 9.0 兆円（59%）、他府県本店の分割法人 1.5 兆円（10%）であり、東京都に本社を置き全国展開している分割法人が課税所得の約 6 割を占めている。なお、東京都内だけで事業展開している都内法人が課税所得の 31%を占めていることも注目されよう。②都本店の分割法人の総所得額 23.5 兆円のうち東京都には本社機能等に基づき 9.0 兆円、全体の 38.2%が帰属し、東京都税の課税対象になっている。業種別では不動産業（49%）、サービス業（49%）、金融業（41%）などにおいてその水準は高い。③他府県本店の分割法人の総所得額 15.4 兆円のうち東京都に帰属するのは 1.5 兆円（9.9%）にとどまっている。その中では、不動産業（22%）、サービス業（17%）、卸売・小売業（15%）がやや高い水準を示している。

さらに、東京都と大阪府の法人住民税と法人事業税の課税実態を比較して、東京都の特徴ないし優位性をみてみよう。表 21 は 2016 年度の東京都と大阪府の法人住民税の課税状況

⁶ 法人住民税の均等割は、資本金額・従業者数に応じて市町村の場合 5～300 万円（標準税率）、道府県の場合 2～80 万円である（『図説 日本の税制』令和元年度版）。

⁷ なお表 12 の県内総生産では、公務、教育、保健衛生で計 12%を占めていたが、この 3 業種の多くは課税対象からはずれるので、表 19、表 20 には登場しない。

である。東京都分には特別区での法人住民税も含まれているので、大阪府と大阪市の合計額と比較している。同表からは次のことがわかる。①法人所得を反映する法人税割が、大阪府の1566億円に対して東京都は7643億円で5倍近くある。②税額に占める法人税割の比重も東京都の90%に対して大阪府は82%とやや低い。③法人税割のうち都府内での本店立地に基づくものが、東京都の88%に対して、大阪府は50%にすぎず、本社機能での東京都の優位性が示されている。④逆に、本店立地や法人所得額（法人税）に関係しない均等割の比重では、東京都の10%に対して大阪府は17%（全国平均20%）とやや高くなっている。

次に表22は、2016年度の東京都と大阪府の法人事業税の課税状況を示している。東京都の法人事業税額は9859億円で大阪府の3166億円の3.1倍である。とくに資本金1億円以上の外形標準課税対象法人からの税額の比重をみると、東京都の62%に対して大阪府は55%であり、東京都は大規模企業からより多くの法人事業税収を確保していることが示されている。

ところで、先に表6、表7でみたように地方法人2税での東京都の税収と全国シェアは、2009～12年度にいったん低下したものの2013年度以降には回復傾向にある。この要因としては、日本国内の法人所得そのものが増加してきたことが大きい。表23をみると法人所得額は2008～12年度の40兆円前後から、2013年度以降に急増し2017年度、2018年度には70兆円台に達している（2008年度→18年度、1.96倍）。ただ同時にこの間に法人税率が引き下げられてきたため（2008年度30%→2018年度23.2%）、国税の法人税収はそれほど伸びてはいない。とはいえこの2013年度以降の法人所得の急増が、東京都の本社機能や外国法人立地での優位性と相まって、東京都の地方法人2税の税収増と、全国シェアの上昇に貢献してきたのである。なお、表24によれば日本国内の民間企業給与所得のこの間の伸びは1.12倍（2008年度197兆円、2018年度221兆円）、平均給与の伸びも1.03倍にとどまっている。つまり、2013年度以降の法人所得の急増は、従業員給与を抑制して企業利潤・法人所得だけが增加する歪な「企業成長」であったのである。この歪な「企業成長」を背景にして、東京都の地方法人2税が急増してきたという事実も忘れてはならないであろう。

4.小括

地方法人2税の税収額において東京集中が著しいのは基本的には両税の課税ベースの主体となる法人所得の東京集中が著しいからである。本稿ではその経済基盤として次のことを確認してきた。①経済活動（名目県内総生産）での東京都のシェアは19%あるが、なかでも東京の主要産業である情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、専門・科学技術、業務支援サービス業という現代的サービス経済においては30～40%の全国シェアを占めている。②県民所得での東京都の全国シェアは18%であるが、民間法人企業所得の全国シェアでは27%も占めている。③法人課税の課税ベースとなる法人所得では、普通法人の所得で40%、連結納税法人等を除くと50%の法人所得が東京都に集中している。これは法人企業（外国法人を含む）の本社機能の東京都への集中が顕著であることによる。④東京都の法人

住民税、法人事業税の課税ベースの実態をみても、東京における本社機能の優越性や現代的サービス経済分野を中心とした法人所得の大きさが示されている。

さて、最近の税源偏在是正措置によって、人口1人当りで見れば地方法人2税相当額の地域間格差は、県内総生産額での地域間格差の水準に近いものなるという。これによって地方法人2税での税源偏在問題は当面は落ち着くかもしれないが、経済活動や法人所得の東京集中の構造は不変であり、地方税収格差という構造的問題は残っている。

<参考文献>

池上岳彦（2018）「地方税の「税源偏在」を超える改革」『都市問題』2018年12月号

井手英策（2018）「税収の偏在から税源の拡充へ」『都市問題』2018年12月号

植松利夫編（2020）『図説 日本の税制』令和元年度版

上村敏之（2018）「都市部における税源偏在の現状と課題」『都市問題』2018年12月号

国税庁「国税庁統計年報」各年度版

「民間給与実態統計調査結果」各年度版

関野満夫（2019）「現代の地方税収と税源偏在問題」『住民と自治』2019年6月号

（2020）「東京一極集中にみる地方税財政の歪み」『住民と自治』2020年9月号

総務省（2018）「地方法人課税に関する検討会 一報告書一」2018年11月

総務省編（2019）『地方財政白書』平成31年版

総務省自治税務局（2019a）「解説 平成31年度税制改正を巡る議論について」『地方税』2019年1月号

総務省自治税務局（2019b）「地方税の現状と課題」令和元年6月

東京都税制調査会（2018）「平成30年度 東京都税制調査会答申」2018年10月

東京都主税局「東京都税務統計年報」各年度版

飛田博史（2018）「税源偏在是正と地方創生？」『都市問題』2018年12月号

内閣府「県民経済計算」各年度版

沼澤弘平（2018）「解説 地方法人課税に関する検討会について」『地方税』2018年12月号

表1 都道府県と東京都の歳入構成（2017年度決算）

(%)

	都道府県	東京都
地方税（都税）	40.4	75.7
地方譲与税	3.9	3.5
地方交付税	17.0	-
国庫支出金	11.9	5.3
地方債	10.8	1.6
その他とも計	100.0	100.0
歳入総計	50.9兆円	7.0兆円

出所)『地方財政白書』平成31年版、「東京都税務統計年報」平成29年度。

表2 道府県税（全国）と東京都税の構成

(2017年度決算)

(%)

	道府県税	東京都税
個人県民税	28.9	17.5
法人県民税	4.1	16.0
個人事業税	1.1	1.0
法人事業税	21.7	19.1
(法人2税)	(25.8)	(35.1)
地方消費税	25.7	12.3
固定資産税	0.0	22.6
都市計画税	-	4.4
事業所税	-	2.0
その他とも計	100.0	100.0
税収総計	18.4兆円	5.3兆円

注) 道府県税には東京都分も含む。東京都税には都が特別区で徴収する市町村税相当分も含む。

出所)『地方財政白書』平成31年度版。

表3 人口1人当り税収額の指数(2013~17年度平均) (平均=100)

	地方税 (37.3兆円)	個人住民税 (12.0兆円)	地方法人2税 (5.9兆円)	地方消費税 (4.0兆円)	固定資産税 (8.8兆円)
上位4県	東京 163.4 愛知 117.8 神奈川 106.3 大阪 103.6	東京 161.6 神奈川 128.4 愛知 114.6 千葉 110.6	東京 250.7 愛知 135.2 大阪 120.2 静岡 97.9	東京 110.5 北海道 107.6 静岡 104.5 富山 104.4	東京 157.2 愛知 116.9 福井 110.2 静岡 109.1
下位4県	沖縄 68.6 長崎 69.6 秋田 70.2 高知 71.4	沖縄 61.9 秋田 62.9 青森 64.7 宮崎 64.8	奈良 41.6 長崎 52.2 鹿児島 53.1 高知 53.6	沖縄 92.4 埼玉 92.5 兵庫 92.6 神奈川 93.8	長崎 67.8 秋田 70.6 奈良 71.2 高知 72.5
最大/最小	2.4倍	2.6倍	6.0倍	1.3倍	2.3倍

出所)『地方財政白書』平成31年度版。

表4 偏在是正措置による東京都の税収減 (億円)

年度	法人事業税の 譲与税化	法人住民税の 交付税原資化	合計
2008	2	-	2
2009	1,349	-	1,349
2010	1,853	-	1,853
2011	1,664	-	1,664
2012	1,190	-	1,190
2013	2,149	-	2,149
2014	1,977	1	1,978
2015	2,482	871	3,354
2016	2,340	2,086	4,426
2017	2,514	2,065	4,579
2018	2,544	2,090	4,634
合計	20,063	7,114	27,177

注) 東京都主税局作成。

出所)「平成30年度東京都税制調査会答申」。

表5 地方法人2税の人口1人当り税額水準（全国平均=100）

地方法人2税のみ		特別法人事業 譲与税導入後		県内総生産	
東京都	250.6	東京都	185.3	東京都	186.8
奈良県	41.8	奈良県	58.4	奈良県	58.9
最大/最小	6.0倍	最大/最小	3.15倍	最大/最小	3.17倍

出所) 総務省自治税務局「地方税の現状と課題」令和元年6月。

表6 東京都の全国シェア (%)

年度	人口	名目 GDP	地方税 総額	個人 住民税	地方 消費税	法人 住民税	法人 事業税
2006	9.9	19.1	17.9	17.4	13.4	28.1	25.0
2007	10.0	19.1	17.9	16.2	13.6	29.3	25.9
2008	10.1	19.5	17.7	16.4	13.3	29.4	25.2
2009	10.2	19.4	16.9	16.4	14.6	28.8	25.3
2010	10.3	19.2	16.8	16.5	13.3	26.9	24.8
2011	10.3	19.5	16.8	16.6	13.8	26.4	24.0
2012	10.4	19.5	17.0	16.3	13.8	27.8	24.2
2013	10.4	19.4	17.4	16.5	13.2	29.7	25.5
2014	10.5	19.3	17.6	16.9	13.6	28.6	24.2
2015	10.6	19.2	17.7	17.0	14.1	29.3	25.4
2016	10.7	19.0	17.8	17.2	13.5	30.3	25.7
2017	10.8	-	17.7	17.2	13.7	29.8	25.3

注) 東京都の各税収シェアは都税と区市町村税の合計。

出所) 「東京都税務統計年報」。名目GDPは「県民経済計算」。

表7 東京都税の推移 (10億円)

年度	東京 都税	法人 住民税	法人 事業税	法人 2税 小計	構成比 (%)		
					法人 住民税	法人 事業税	小計
2006	4,923	1,051	1,341	2,391	21.3	27.2	48.5
2007	5,509	1,166	1,449	2,615	21.2	26.3	47.5
2008	5,280	1,068	1,313	2,381	20.2	26.3	46.5
2009	4,286	670	682	1,352	15.6	15.9	31.5
2010	4,148	687	559	1,246	16.6	13.5	30.1
2011	4,146	696	537	1,233	16.8	12.9	29.7
2012	4,247	775	570	1,345	18.2	13.4	31.7
2013	4,491	841	681	1,522	18.7	15.1	33.8
2014	4,739	915	728	1,643	19.3	15.4	34.7
2015	5,183	870	892	1,762	16.8	17.2	34.0
2016	5,236	848	1,043	1,891	16.2	19.9	36.1
2017	5,273	841	1,009	1,850	15.9	19.1	35.0

出所)「東京都税務統計年報」平成29年度、より作成。

表8 6都府県での地方税収額の状況(2017年度) (10億円)

	東京	愛知	大阪	神奈川	千葉	埼玉
地方税総計	7,061	2,653	3,088	2,977	1,974	1,910
個人住民税	2,203	866	843	1,163	689	792
法人住民税	889	197	270	173	95	105
法人事業税	1,009	279	356	255	138	136
(法人2税計)	(1,898)	(476)	(626)	(428)	(233)	(241)
固定資産税	1,484	622	651	689	407	456
法人2税のシェア (%)	26.9	17.9	20.3	14.4	11.8	12.6
1人当たり地方税額(千円)	513	353	350	325	316	261

注) 各都府県における道府県税と市町村税の合計。

出所)「東京都税務統計年報」平成29年度、より作成。

表9 道府県税と法人2税の状況（2017年度）

（10億円、%）

	道府県税（A）		法人2税（B）		B/A
	税額	構成比	税額	構成比	
東京都	3,143	17.1	1,232	25.9	39.2
神奈川県	1,295	7.0	297	6.3	22.9
千葉県	820	4.5	161	3.4	19.6
埼玉県	895	4.9	162	3.4	18.1
愛知県	1,231	6.7	333	7.0	27.0
大阪府	1,328	7.2	429	9.0	32.3
全国計	18,396	100.0	4,754	100.0	26.6

注）東京都税には特別区の市町村税相当分を含む。

出所）『地方財政白書』平成31年版、より作成。

表10 6都府県の県内総生産（兆円）

	県内総生産		構成比（%）	
	2006	2016	2006	2016
	年度	年度	年度	年度
東京都	104.8	104.5	19.1	19.0
神奈川県	34.8	34.6	6.4	6.3
千葉県	19.9	20.4	3.6	3.7
埼玉県	21.8	22.7	4.0	4.1
愛知県	39.5	39.4	7.2	7.2
大阪府	39.9	39.0	7.3	7.1
全国	547.5	549.9	100.0	100.0

出所）「県民経済計算」より作成。

表 11 3 都府県の県内総生産と全国シェア（2016 年度）

（上段：兆円、中・下段：％）

	県内 総生産	県内 要素 所得	県内 雇用者 報酬	営業余 剰・混合 所得
東京都	104.5	81.3	52.9	28.4
愛知県	39.4	27.5	18.7	8.7
大阪府	39.0	27.8	21.2	6.6
全国	549.9	392.4	267.4	125.0
東京都	-	100.0	65.0	34.9
愛知県	-	100.0	68.0	31.7
大阪府	-	100.0	76.2	23.8
全国	-	100.0	68.1	31.9
東京都	19.0	20.7	19.8	22.7
愛知県	7.2	7.0	7.0	7.0
大阪府	7.1	7.1	7.9	5.3
全国	100.0	100.0	100.0	100.0

出所)「県民経済計算」より作成。

表 12 経済活動別県内総生産 (2016 年度)

(10 億円、%)

	県内総生産		構成比		B/A
	全国(A)	東京都(B)	全国	東京都	
製造業	117,801	9,235	21.4	8.5	7.8
電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	16,011	1,683	2.9	1.6	10.5
建設業	31,103	5,721	5.7	5.5	18.4
卸売・小売業	69,169	20,808	12.6	19.9	30.1
運輸・郵便業	27,764	4,803	5.0	4.6	17.3
宿泊・飲食サービス業	13,738	2,437	2.5	2.3	17.7
情報通信業	26,577	11,029	4.8	10.6	41.5
金融・保険業	23,668	8,642	4.3	9.0	36.5
不動産業	64,370	12,106	11.7	11.6	18.8
専門・科学技術、業務支援サービス	41,466	11,862	7.5	11.4	28.6
公務	24,405	4,191	4.4	4.0	17.2
教育	21,102	3,201	3.8	3.1	15.2
保健衛生・社会事業	40,066	4,127	7.3	3.9	10.3
その他サービス業	23,933	4,409	4.3	4.2	18.4
県内総生産	549,866	104,470	100.0	100.0	19.0

出所)「県民経済計算」より作成。

表 13 3 都府県の 4 業種・県内総生産（要素所得）の全国シェア
 (2016 年度) (%)

	都府県	県内 総生 産	県内 要素 所得	県内 雇用者 報酬	営業余剰 ・混合所 得
卸売・小売業	東京都	30.0	31.1	23.7	44.0
	愛知県	6.9	6.9	8.1	4.9
	大阪府	9.2	9.4	10.1	8.2
情報通信業	東京都	41.5	43.9	51.0	31.2
	愛知県	4.7	4.7	3.9	6.1
	大阪府	8.6	8.6	9.5	7.2
金融・保険業	東京都	36.5	36.5	36.3	36.5
	愛知県	4.8	4.8	5.0	4.6
	大阪府	6.9	6.9	9.1	4.8
専門・科学技 術、業務支援 サービス業	東京都	28.6	30.2	26.6	43.1
	愛知県	6.0	6.1	8.5	-2.2
	大阪府	8.4	8.7	7.6	12.6

出所)「県民経済計算」より作成。

表 14 人口 1 人当たり県民所得の推移

	県民所得額 (千円)			全国平均 = 100		
	2006 年度	2010 年度	2016 年度	2006 年度	2010 年度	2016 年度
東京都	5,973	5,124	5,348	186	174	166
神奈川県	3,257	3,014	3,180	101	102	99
千葉県	2,996	2,790	3,020	93	95	94
埼玉県	2,887	2,714	2,958	90	92	92
愛知県	3,733	3,120	3,633	116	106	113
大阪府	3,240	2,889	3,056	101	98	95
全国平均	3,217	2,950	3,217	100	100	100

出所)「県民経済計算」より作成。

表 15 6 都府県の県民所得

(兆円)

	県民 所得 (A)	県民 雇用者 報酬 (B)	財産 所得 (C)	企業 所得	うち 民間 法人 企業 (D)	B/A (%)	C/A (%)	D/A (%)
東京都	72.8	38.3	8.1	26.5	19.2	52.6	11.1	26.4
神奈川県	29.1	22.6	1.8	4.6	1.4	77.7	6.2	4.8
千葉県	18.8	13.9	0.9	4.0	2.0	73.9	4.8	10.6
埼玉県	21.6	15.9	1.2	4.5	2.1	73.6	5.5	9.7
愛知県	27.3	18.2	1.3	7.8	5.4	66.7	4.8	19.8
大阪府	27.0	19.1	1.6	6.3	3.8	70.7	5.9	14.1
全国	408.4	268.2	26.1	114.0	71.6	65.7	6.4	17.5
東京のシ ェア (%)	17.8	14.3	31.0	23.2	26.8	-	-	-

出所)「県民経済計算」より作成。

表 16 県内雇用者報酬と県民雇用者報酬

(2016 年度)

(兆円)

	県内 雇用者 報酬	県民 雇用者 報酬	差引
東京都	52.9	38.3	-14.6
神奈川県	17.5		+5.1
千葉県	9.3	22.6	+4.6
埼玉県	10.8	13.9	+5.1
		15.9	
愛知県	18.8	18.2	-0.6
岐阜県	3.6	4.0	+0.4
大阪府	21.2	19.1	-2.1
大阪市	9.4	7.3	-2.1
奈良県	1.7	2.4	+0.7
兵庫県	9.6	10.6	+1.0

出所)「県民経済計算」より作成。

表 17 都道府県別の法人数、法人所得額（2018 年度）（千社、兆円）

	申告法人数			所得額		
	全体	普通 法人	外国 法人 (社)	全体	普通 法人	外国 法人 (億円)
東京都	600	573	3,976	29.7	28.6	4,255
神奈川県	182	172	227	2.0	2.0	95
千葉県	108	102	97	1.1	1.1	22
埼玉県	134	128	64	1.1	1.0	5
愛知県	162	153	23	3.6	3.5	3
大阪府	239	228	133	6.4	6.3	13
連結法人	2	-	-	13.7	-	-
全国	2,873	2,692	5,253	72.7	57.0	4,487
東京都のシェア	20.9%	21.3%	75.7%	40.9%	50.1%	94.8%

出所)「国税庁統計年報」より作成。

表 18 法人所得額の推移

年度	法人所得額（10 億円）				法人所得額でのシェア（%）		
	全国	東京都	大阪府	連結法人	東京都	大阪府	連結法人
1975	12,239	4,820	1,769	-	39.4	14.5	-
1980	23,444	9,729	3,384	-	41.5	14.4	-
1985	32,378	13,776	4,746	-	42.5	13.8	-
1990	53,391	23,465	7,881	-	43.9	14.8	-
1995	34,498	13,011	4,317	-	37.7	12.5	-
2000	39,683	17,145	5,127	-	43.2	12.9	-
2005	45,664	20,271	5,042	1,620	44.4	11.0	3.5
2010	35,685	15,073	3,825	2,371	42.2	10.7	6.6
2015	61,040	24,968	5,370	10,317	40.9	8.8	16.9
2018	72,775	29,738	6,441	13,739	40.9	8.9	18.9

出所)「国税庁統計年報」より作成。

表 19 東京都・法人事業税での普通法人（業種別）の所得金額、付加価値額、資本金等の額（2017年度）（10億円、%）

	所得金額		付加価値額		資本金等の額	
	金額	構成比	額	構成比	額	構成比
総計	15,255	100.0	24,023	100.0	34,855	100.0
建設業	875	5.7	1,276	5.3	1,012	2.9
製造業	2,190	14.4	4,307	17.9	6,816	19.6
卸売・小売業	2,411	15.8	3,990	16.6	4,913	14.1
金融業	1,593	10.4	2,401	10.0	5,697	16.3
証券業	614	4.0	1,131	4.7	3,085	8.9
保険業	79	0.5	85	0.4	116	0.3
	(2,935)	-	-	-	-	-
不動産業	1,490	9.8	1,336	5.6	2,372	6.8
運輸・通信業	1,177	7.7	2,015	8.4	3,129	9.0
電気・ガス供給業	471	3.1	1,019	4.2	941	2.7
	(756)	-	-	-	-	-
サービス業	4,056	26.6	6,041	25.1	6,047	17.3
その他産業	275	1.8	378	1.6	598	1.7

注) 所得金額のカッコ内は収入金額。証券業には商品先物取引業を含む。農林魚業、鉱業の数値は省略した。

出所)「東京都税務統計年報」平成 29 年度、より作成。

表 20 東京都・法人事業税での普通法人・業種別所得金額の法人内訳 (2017 年度)
(10 億円)

	都内 法人	分割法人					
		東京都本店分			他府県本店分		
		所得 総額 (a)	都分 (b)	b/a (%)	所得 総額 (c)	都分 (d)	d/c (%)
総計	4,731	23,561	9,004	38.2	15,382	1,519	9.9
建設業	197	1,597	530	33.2	1,019	148	14.5
製造業	404	5,117	1,354	26.4	6,773	432	6.4
卸売・小売業	675	3,685	1,362	37.0	2,489	374	15.0
金融業	341	2,880	1,168	40.6	1,161	83	7.1
証券業	343	532	265	49.8	21	6	28.6
保険業	34	77	39	50.6	70	5	7.1
	(126)	(8,416)	(2,446)	29.1	(1,806)	(363)	20.1
不動産業	756	1,381	681	49.3	247	54	21.9
運輸・通信業	227	2,347	874	37.2	1,300	77	5.9
電気・ガス	29	1,201	439	36.6	126	4	3.2
	(323)	(6,356)	(428)	6.7	(9,600)	(6)	0.0
サービス業	1,620	4,522	2,211	48.9	1,358	225	16.6
その他産業	99	157	65	41.4	804	111	13.8

注) 所得金額のカッコ内は収入金額。証券業には商品先物取引業を含む。農林魚業、鉱業の数値は省略した。

出所)「東京都税務統計年報」平成 29 年度、より作成。

表 21 東京都、大阪府の法人住民税（2016 年度）（億円）

	東京都	大阪府		
		計	大阪府	大阪市
税額 (A)	8,492	1,901	689	1,223
均等割	849	346	160	186
法人税割(B)	7,643	1,566	529	1,037
都府内法人	1,671	-	92	-
分割法人 (a)	5,835	-	425	-
うち都府内本店 (b)	5,138	-	214	-
うち都府外本店	697	-	211	-
B/A (%)	90.0	82.4	-	-
b/a (%)	88.1	-	50.4	-

出所)「東京都税務統計年報」、「大阪府税務統計」、「大阪市税務統計」より作成。

表 22 東京都、大阪府の法人事業税（2016 年度）
（億円）

	東京都	大阪府
税額 (A)	9,859	3,166
所得課税分	3,298	1,263
収入課税分	388	155
外形標準課税分 (B)	6,173	1,748
所得割	3,339	-
付加価値割	1,756	-
資本割	1,075	-
B/A (%)	62.6	55.2

出所)「東京都税務統計年報」、「大阪府税務統計」より作成。

表 23 法人所得額と法人税負担の推移 (兆円)

年度	法人 所得額 (A)	法人 税額 (B)	負担率 B/A (%)	(参考) 法人税率 (%)
2008	37.2	9.5	25.5	30
2009	33.3	8.5	25.5	30
2010	35.7	9.2	25.8	30
2011	36.8	9.4	25.5	30
2012	44.8	9.9	22.1	25.5
2013	52.8	10.8	20.5	25.5
2014	57.9	11.3	19.5	25.5
2015	61.0	11.3	18.5	23.9
2016	62.9	11.1	17.6	23.4
2017	70.2	12.3	17.5	23.4
2018	72.8	12.7	17.4	23.2

注) 所得額、税額は法定事業年度分を計上した。

出所)「国税庁統計年報」より作成。

表 24 民間企業給与総額、平均
給与の推移

年分	民間企業 給与総額 (兆円)	平均給与 (万円)
2008	197	429
2009	182	405
2010	187	412
2011	186	409
2012	185	408
2013	192	413
2014	197	415
2015	201	420
2016	205	421
2017	213	432
2018	221	440
18/08	1.12 倍	1.03 倍

出所)「民間給与実態調査結果」より作成。